

令和5年度第4回伊勢原市国民健康保険運営協議会

令和6年1月24日

[事務局] 保険年金課

[開催日時] 令和6年1月24日(水)午後7時～午後8時30分

[開催場所] 伊勢原市役所3階 第3委員会室

[出席者]

(委員) 御領会長、大川副会長、堀澤委員、野地委員、井上委員、高橋委員、  
二宮委員、宇賀神委員

(事務局) 高橋健康づくり担当部長、鎮目保健福祉部参事兼保険年金課長、  
森国保係長、萩原主査

[公開可否] 公開

[傍聴人] なし

《議事の経過》

—開会—

【事務局】 ただいまより、令和5年度第4回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開会します。

本日は、定数9名に対しまして出席者8名で過半数を超えておりますので、伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議当日の傍聴人による傍聴や、会議録は市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、本日は、傍聴人がおられませんことを御報告申し上げます。

それでは、早速ですが、次第に基づきまして、会長より御挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたします。

【会長】 皆さん、こんばんは。今日も、お忙しい時間帯にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回、第3回の運営協議会に続きまして、本日、第4回目となりますが、前回のときには、改定方針としまして、保険税率の見直しについては、急激な上昇を抑える税率設定とすること、それからもう一つは、応能・応益割を54対46に近づけるということが適当であるという方向性を確認させていただいております。

本日、1月5日に県から本係数による国保事業費納付金が示されましたということですので、それに基づいて保険税率等の改定について、答申に向けまして最終決定をしていくということで、活発な御議論によって進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、ここで資料の確認をいたします。

(資料確認)

それでは、次第の3、議題に入りたいと思います。

議長につきましては、通例により、会長がなることとなっておりますので、会長をお願いいたします。

【会長】 それでは、まず、次第3の(1)伊勢原市国民健康保険税の税率等の

見直しにつきまして、本日、最終案が提示されております。これについて皆様の御意見をまとめ、先日、市長からいただきました諮問事項に対しまして、本協議会としても結論を出したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

税率を上げなければならないということと、それから54対46に近づけるといふ、こういったことが具体的な内容になるかと思ひますが、その方向性を見まして、次第3番の議題(1)について、事務局より御説明をお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、次第3、議題(1)について説明をいたします。資料1、及びその別紙を基に説明します。

最初に、これまで3回の運営協議会がありました、その審議経過について確認したいと思ひます。

(1) 第1回運営協議会としまして、1つ目、令和4年度の伊勢原市国民健康保険の財政運営状況について説明をいたしました。

2つ目として、その財政状況を考慮したというところで、保険税の改定等が今後必要ではないかということでの方向性について説明をいたしました。

(2) 第2回としましては、令和3年度から5年度までの財政状況の推移と令和6年度の見通しの説明。

また、この中で国保財政の安定化に向けての対応方針ということで、その説明の中で事業費の不足が発生するという内容もありましたので、その対応方針について説明をいたしました。

続きまして、(3) 第3回、ここで国保税率の見直しについての諮問をさせていただいております。

また、第2回で示しました国保財政の安定化に向けた対応ということで、繰入金金額や、保険税率の見直しといった対応方針に基づいた具体的な試算内容をケース①から⑥といったものを提示させていただいております。そこで試算結果、試算内容の提示の中で、国保税の見直し方針といったものにつきまして3点ほど決定いたしました。

1点目としては、税率の急激な上昇を避けるために、基金を最大限活用し、令和6年度から8年度にかけて毎年度段階的に引き上げるというケース、こちらは試算ケースの⑥というものになりますが、このケース⑥に従って最終試算をしていくということで方針を決定いたしました。

2点目、国保税の見直し方針としては、低所得者に配慮した応能・応益割合を54対46とする方針で決定いたしました。

3点目、次回運営協議会ということで、第4回において神奈川県から本係数が提示されているという状況になっておりますので、本係数に基づいた国保事業費納付金等を踏まえまして、最終試算案を提示することと、あと、答申案を併せて提示することになりました。

ここまですが第3回までの経過になります。

ここで、先ほどもありました神奈川県から事業費納付金の本係数、確定係数に基づく金額の提示がありましたので、そちら、項番2、国民健康保険事業費納付金の表にまとめております。

結論から言いますと、令和6年度の事業費納付金につきましては、仮係数、前回試算のときに用いました納付金と金額は変わりませんでした。下がるかといったような期待もありましたが、こちらは、金額として合計額は変わらなかったということになりました。若干、医療分、後期分、介護分の構成割合の変化がありましたので、こちらについては、今回改めて試算に際して考慮をしておりますが、合計額が変わりませんでしたので、試算の基となる賦課総額については、前回提示の試算額から変更はないといった結果になっております。

続きまして、2ページになります。こちらで事業費納付金が確定したということで、項番3「ケース⑥」、段階的な引上げパターンによって試算をするということで一旦まとめております。

今回の試算としましては、令和6年度と令和7年度、段階的に引き上げるということで2年度分の試算を行っております。

(2)のところで保険税賦課総額の算出ということで、ポイントを絞って見ていきますと、まず、こちらの表では2年度分の試算をするということで、令和6年度と令和7年度、それぞれの①から⑫までの各項目について見込額の算出をしております。

まず左側、令和6年度見込額ということで、この令和6年度につきましては、税率改定をしなかった、現行税率で仮に見込んだ場合の不足額といったものを算出しまして、そこに対して必要な賦課総額といったものを計算しております。

実際、ここは前回御提示したものと数字としては大きな変更点がありませんが、変わっている点としまして、③、事業費の不足額、7億8,800万円、こちらは変わっておりませんが、④、⑤のところで、基金等の活用額を増やすことによって急激な上昇を抑えるということで、こちらについては、事業費の不足額、最終的な不足額を、⑥の赤字のところになります。2億1,600万円として、この不足分を賄うための保険税の引上げといったことで今回試算をしております。

令和7年度の見込みにつきましては、令和6年度の不足額を解消するための引上げを行ったことを前提として、それでもなお令和7年度に見込まれる不足額といったものをここで試算をしております。

同様に、試算した結果なんですけれども、⑥で、やはり税率を6年度に上げてもお不足が生じるということで、その不足額としては、⑥の赤字のところ、これはたまたま6年度と同額にはなっていますが、2億1,600万円の不足が生じてしまうだろうということで、この不足を賄うための税率の引上げを行っていく必要があるということで今回試算を行っております。

今後、これから提示する試算の結果としましては、令和6年度及び令和7年度の試算を提示させていただきます。

3ページ目になります。上の表は、細かい説明は割愛させていただきます。

(3)で、それぞれの年度毎の、どれぐらいの税率の引上げになるのかといった、具体的な税率と、それぞれ均等割、平等割の金額の結果となっております。

今回、最終案としてお示ししているものとして、基本的には令和6年度の税率を決めていくということになります。令和7年度につきましては、今回、この試算案で決めていくということではなく、あくまで令和6年度の税率を設定した場合に、そこから見込まれる税率ということになりますので、今回、2年度分の税率をまとめて改定するというわけではありません。あくまで令和6年度のみ改定ということになり、令和7年度につきましては、改めて令和6年度の財政状況に基づいて令和6年度に具体的にまた試算等で検討していくという流れになります。

こちら説明としましてはポイントを絞り見ていきますと、どれぐらいの税率の上昇幅になるかということになりますが、金額的に一番大きな影響のある部分として、医療分のところ、こちらの税率の上昇幅といったものが基本的には金額等に大きく影響してくる部分になります。

そちら、ケース①が、現行税率と均等割額、平等割額というものになっていまして、ケース⑥の中段が令和6年度で、一番下の段が令和7年度ということになっています。

令和6年度につきましては、現行5.32%から6.2%ということで、比較としましては0.88ポイントの引上げ幅になります。均等割については、令和5年度からは4,400円の上昇で、平等割につきましては、今回、応能・応益割合を見直すというところと、あと、応益割合のところ、均等割と平等割、個人にかかってくる均等割額と世帯にかかる平等割額のその比率も見直しをしておりますので、一旦平等割に

についてはマイナスになるような変更ということになっております。応益分で、全体を合計しますとプラスにはなりますが、平等割は一旦マイナスの見直しになっております。

一方、令和7年度については、令和6年度から7年度との比較ということで見えておりました、令和6年度から見て、令和7年度、こちらはあくまでも、見込値になるんですけれども、0.39ポイントの上昇ということと、均等割額、平等割額はそれぞれ等しく引き上げていくと見込んでおります。

つまり、上昇幅としましては、令和5年度から6年度にかけては、一旦少し引上げ幅を大きく取っていますが、令和7年度にかけて抑えるために、令和7年度については、医療分でいうと約半分ほどの上昇幅に抑えているということになります。大体、医療分、支援分、介護分についても同じような形での引上げを考えております。傾向としましては、平等割は一旦少し下げますと、その代わりに均等割を上げるといった、6年度については割合の見直しを行っているということになります。

一旦、次のページに移りまして、項番4の試算結果で、こちら、賦課総額や必要税額の計算になりますので、細かい金額の説明は割愛させていただきます。

5ページに移りまして、(2)、先ほどの税率、均等割額、平等割額等で計算した結果、大体1人当たり、平均でどれぐらい上がるのかといったことを整理した表になっています。上段、ケース①は現行になります。ケース⑥の中段が令和6年度、一番下が令和7年度ということで、2年度にかけて引き上げた場合にどれぐらいの上げ幅になるかといったものになっています。

分かりやすいところで右端の「平均」と書いてあるところ、こちらは賦課総額、調定額に対して被保険者数で割った平均値ということでの金額を示しております。この平均額が令和5年度、6年度、6年度から7年度にかけての差といったもので、どれぐらいの上げ幅になるかといったところを見たいと思います。

まず、令和5年度、現行税率で見た、1人当たりの平均の賦課額としましては9万5,958円となっております。こちら、先ほど見ました税率等で引き上げた場合、平均としましては10万6,101円となり、差額としては1万143円、平均として約1万円上がると、増減率としましては10.57%の引上げとなります。

それを踏まえまして、令和7年度にどれぐらい上げないといけないのかといった試算になりますが、これにつきましては、令和7年度の平均としましては11万5,330円、差額9,229円増。増減率としては8.7%ということで、前年からの引上げ幅で見ますと、令和5年度から6年度に比べて、6年度から7年度については、少し抑えた上がり幅で見込んでいるといったものになります。ということで、前回、1回で約20%上げるといったような試算結果をお話ししましたが、今回、最終案となっている、約20%の引上げを2年度にわたって引き上げていくといった段階的な引上げということで試算したものになっております。

こちらの引上げ幅で試算した結果で、最後、(3)ということで、令和6年度と7年度の収支の状況がこれでどうなるのかということになります。

こちら、令和6年度、7年度をそれぞれ表にまとめておりますが、ポイントとしては、下から2番目、収支の差となっているところ、こちらで今回、6年度、先ほどの税率で引き上げた場合に、収支上は不足が解消されまして約5,800万円の剰余金が出るという見込みになります。この余った分を、また令和7年度の基金等で活用するというので、その活用を踏まえまして、令和7年度につきましては、さらに税率を上げることによって不足額を解消し、令和7年度については、最終的には約1,000万円の剰余金を見込んでいるということになります。

実際としては、ぎりぎりのところで、何とかプラスになるような上げ幅で上げていくということなので、もともとその基金の保有ということで前年度調定額の5%程度は保有しておくということを推奨されてはいますが、どうしてもそこは割り込んでしま

いますが、一旦は基金の保有額を下げ、税率の急激な上昇を抑えるということになります。また、令和8年度以降も、引上げ等を検討していく中で、基金の保有推奨額を増やしていくことを目指していくことになろうかなというところです。

ここまでが今回、最終案で提示させていただいた税率と、その引き上げた結果の収支の状況ということになります。

では、次は別紙に移りまして、前回もお話はしているんですけども、具体的にどういった所得、世帯構成の層でどれぐらいの影響があるのかということを見ていきたいと思えます。

このお話に入る前に、前回、引き上げたら滞納も増えるのではないかと、実際にどういった所得の層の方で滞納が多いのかどうかといったようなお話がありましたので、別紙1と別紙2は、時点としましては、今年度現年度分、令和5年度現年度分の滞納がある方のうち、第8期の11月末納期時点で一期でも納められていない方がどれぐらいいるかといったところと、どういった所得の階級のところでそういった滞納をされている方がいらっしゃるのかといったものをグラフにしたものになっております。

ここで、前回お配りした、第3回目でお配りした資料の中で別紙を今お手元に出していただくと、こちらは白黒にはなっていますが、分かりやすいかと思うのですが、資料1の別紙1の棒グラフがあったかと思えます。

【事務局】 前回資料1。

【事務局】 お手元になれば用意させますが、ちょっと並べてみていただければと思えます。

【事務局】 前回お配りしたこのグラフなんですけれども、こちらは、前回お配りしたグラフについては、国民健康保険に加入している世帯、全ての世帯の所得階級ごとのグラフということで、傾向としましては、所得が43万円以下もしくはゼロ円といった低所得者層が6割以上を占めていると、そういった構成が見てとれるといったものになっております。今回お持ちした資料については、こちらは滞納している世帯の所得の状況ということで整理したのになっております。

基本的には、滞納されている方もやはり低所得者が多いということで、構成比としても大体同じぐらいの割合で、滞納されている方がやはり多いということになります。ということで、やはり今回の引上げに際しましても、低所得の世帯の方に配慮した引上げ、応能・応益割合の見直しが必要になってくるかなというところで、このグラフからも見てとれるかなというものになります。

特に構成割合は変わらなかったということにはなりません。それだけの説明資料になっています。

これ、先ほどの世帯構成ごとの、どれぐらいの引上げの影響があるのかといったところで見たいと思えますが、別紙3のA3のほう、こちらは先ほど税率等を説明しましたが、それをもう少し細かく整理したのになっておりますので、参考資料として、こちらの説明は割愛します。

別紙4、こちら、カラーにして、なるべく分かりやすくしました。今回のシナリオとしましては、前回御提示した際と同じように、世帯構成や、その世帯の所得の状況等でその世帯構成としては6つのパターン、A1からEまでの6つのパターンと、あと、比較としましては、上段のほうで「ケース①R5本算定」と書かれているのは現行、それとケース⑥R6、令和6年度の比較ということで、今回御提示している税率に引き上げた際の各所得階層ごとの上がり幅で、その2段目というか、オレンジ色の2行目のところ、ケース⑥の令和6年度と7年度、これはあくまで見込みということにはなるんですけども、令和6年度引き上げた後、さらに7年度引き上げた際にどれぐらいの上がり幅になるかといったものを整理したのになっております。

先ほどの世帯の加入状況の分布でもあったように、1人世帯の方で、なおかつ低所

得の方がやはり一番多く、こちらのケースでいきますと、単身世帯、A1です。A2というのは、40歳以上ということで介護納付金分が追加でかかってくる年齢層になっておりますが、この1人世帯の層が国保加入世帯のうちの68%、約7割を占めているということになっております。

例えばA1のほう、43万円以下の一番左端の所得の低い方の上昇幅で見ますと、令和5年度は1万7,400円で、引上げ改定後につきましては1万7,700円ということで、1年間で300円の上昇になっております。右に行くにつれて所得のある方になりますので、同じ世帯構成の中でも所得のある方については、一番右端、所得391万円ある方については10.03%の上がり幅ということで、所得の低い方については、より少ない上がり幅ということで、そういった影響が見てとれるかなということになります。

A2のケースも同様です。所得の低い方ほど、上がり幅は抑えられているといった結果になっているかと思えます。

Bから複数世帯、2人世帯以上ということになってきます。B、C、D、Eということで、Bについては2人世帯で、CとD、下段、こちらについては3人世帯ということになります。一番右端は4人世帯ということになりまして、2人世帯につきまして、夫婦等、そういった世帯構成が想定されるんですけども、こちらは全体の国保世帯の中で大体24%程度ということになっております。2人世帯になりますと、先ほどの1人世帯に比べますと、やや所得の低い方についての上がり幅は少し大きくなってはいますが、それでも所得の低い方から所得のより高い方に引上げ率といったものが増えていくといったような傾向になります。

次、3人世帯ということで、やはり世帯員が増えてきますと、均等割額といったものがその人数分がかかってきますので、どうしても所得割がかからない、所得の低い層の方についても、どうしても均等割、人数分がかかってくるものについては増えてしまうということになり、1人世帯、2人世帯の世帯構成に比べて、所得の低い方に対しての上がり幅が少しここで上がってきてしまうという傾向はどうしても出てきてまいります。

4人以上世帯になりますと、4人になりますと均等割額がどうしても増えますので、所得のある方、低い方、あまり変わらず、10%から11%の上げ幅ということにはなります。

全体で見ますと、世帯人数が少ない世帯構成の場合については、所得の低い方の上がり幅を極力抑えることができているのですが、どうしても世帯人数が増えていくと、ここはどうしても均等に上がっていくような、そういう傾向になっています。こちらが、令和5年度、現行税率から令和6年度に引き上げた場合の各世帯構成と所得のケース毎の上がり幅といったものになります。

あと、令和6年度から令和7年度、その下の段のほうになりますと、ざっとこちらを見てもらいますと、上がり幅については、ほぼ、低所得者の方、所得がある方も変わらず、大体7%前後、7%から8%ぐらいの上がり幅ということで、一旦令和5年度で応能・応益割合54対46で見直しをして、令和7年度については、この割合を基本的には維持したまま引き上げますので、どの所得階層の方も等しく上がっていくような形にはなることになります。これが、2年度にかけて約20%上げるところを、6年度、7年度と段階的に引き上げた際の各所得階層ごとの影響というか、上がり幅といったものになります。

改めて資料1に戻りまして、7ページからになります。7ページからは、前回の第3回の説明の中で今後のスケジュールということで、令和18年、県内で税率、料率、方式等を全て統一して、県内どの市町村であっても同じ税率になるといったスケジュールを御説明させていただいております。そこを踏まえまして、ある意味、ざっくりとしてしまっている部分もあります。令和6年度、7年度、8年度以降、一旦10

年間の推計を立てまして、その中で保険税といったものを、大体どれぐらいのスペン  
ドとか、どれぐらいの引上げというものを行っていかないといけないのかといったも  
のを、試算をしたものになっています。

まず、7ページ目の被保険者数の推移です。どうしても国民健康保険事業の必要な  
税額等は、被保険者数にどうしても依存してくるというか、被保険者数が大きく影響  
してくる部分がありますので、まずは被保険者数の推移といったものを見ております。

令和6年度で見ますと、約3.9%で減少の見込みがありますが、この減少がずっ  
と10年間続くのかどうかというところを見ますと、後期高齢者医療制度へ移行する  
方々は、今がちょうどピークというか、どんどん後期高齢者医療制度に移行して、ど  
んどん国民健康保険の被保険者数は減っていくという減少傾向が見られるんですけ  
れども、令和9年度以降については、そういった減少傾向も少しは緩和されていくだ  
ろうという見立てをしております。令和9年度以降はやや緩やかに減少していくだ  
ろうというような大きな見込みの中で今回試算をしております。これもちょっとざっく  
りとした試算にはなっておりますが、そのような被保険者数は減少していくだろ  
うという見込みはありますが、減少幅というのはある程度緩やかになっていくだろ  
うという見込みになっております。

そのような形で8ページ、9ページと、今回試算に当たって影響のある保険税の税  
収額の推移であったりとか、県に納める事業費納付金も、被保険者数の減少に伴っ  
て減少していくだろ  
うという見込みの中で、約10年間の保険税、財政状況であったり  
とか、税率の引上げといったものに対しての影響といったものを11ページで整理し  
てみました。

11ページを御覧いただきたいと思ひます。(5)令和6年度以降、仮に毎年度税率  
改定を実施したと想定した場合の財政状況と、1人当たりの保険税額がどのように変  
わっていくのかといったものを整理したものになっています。

これは2段に分かれていまして、金額として見ていただきたいところとしては、上  
から3番目の赤字になっています事業費の不足額という部分と、あと、法定外繰入金、  
その他一般会計からの繰入金、こちらも令和18年、統一に向けて削減していくとい  
うところもありますので、ここも減らしていくという10年計画を立てております。

その中で最終的な収支の差、仮に毎年、税率を上げたとして、大体どれぐらいの剰  
余金が生じるのかといった部分が、表の真ん中辺りの「収支の差」となっている部分  
になります。

その下、青色の文字でまとめておりますのが、各年度の1人当たりの年税額、先ほ  
どお示ししました平均的な金額と、前年度からの差額と増減率といったものをその下  
の段でまとめております。

令和6年度と7年度につきましては、先ほど説明しました試算結果に基づいたもの  
となっております、令和6年度、7年度にかけましては、1人当たりの年税額、先  
ほどお示ししました大体1万円、7年度については9,000円ほど引上げが必要にな  
ってくるというものになっています。

8年度以降を見ても、8年度につきましては、やはりここでも5%ほど、約  
6,000円の引上げが必要になってくるかなと。これによって財政としましても不  
足が解消するといった推計をしております。

同様に令和9年度以降についても、事業費の不足額というものは、どうしても被保  
険者数が減少していくというような推計値の中で生じるということになりますので、  
ここに対しては、やはり税率を引き上げていくというところで不足を補う、賄うとい  
った考え方になります。そうしますと、令和9年度以降につきましては、税率、増減  
率のところで見ますと、大体1%前後の幅で増やしていけば、何とかこの不足分を賄  
えるといった見込みになっております。

同時に法定外繰入金、上から4段目の繰入金も現在3億4,200万円、来年度、7

年度までは同水準を見込んでおりますが、令和8年度以降については、10年計画でこの繰入金もゼロにしていくということで、毎年約3,400万円減額しながら、なおかつ生じる不足額を税率上昇によって補っていくということで試算をしております。

結果としましては、令和17年度、約10年後には法定外繰入金は大体200万円となっておりますが、大体ゼロ円、解消できるだろうと。その間、大体、令和9年度以降につきましては、1%程度、税率の引上げを行っていけば、こういったことが実現できると。

加えまして、収支の差となっているところについても、毎年度大体2,000万円、2,500万円前後ですか、この剰余金が生じるということで、試算においては、基金の活用等は令和9年度以降、行わない前提で今回試算しておりますので、剰余金については、2,500万円前後については、基金として積み立てていくということで、大体5年から6年たてばまた1億円ぐらいの基金の積立てができるだろうということで、ここについても基金の保有推奨額、時間はかかりますが、5%が確保できるかなというところで、長期的に見ればそのような形で財政状況が改善できるという見込みを立てております。

結論からしますと、令和6年度から8年度にかけましては、やはり毎年、税率を上げていく必要があるのかなということにはなりますが、令和9年度以降につきましては、この試算どおりですと、毎年というよりは、定期的にその状況に合わせて2年から3年置きに引き上げていくような形で改定していくと。最終的に神奈川県の一統の税率に合わせていくと、そういった形で対応できるかなというところで見込んでいるものとなっております。

では、資料1の説明、別紙を含めて説明は以上になります。結論としましては、今回お示ししました令和6年度の税率についての最終案として、一旦こちらを今回の改定の内容としたいというところになります。

では、説明については以上になります。

【会 長】 これはまだよろしいですか。

【事務局】 今日おつけしたこの参考資料なんですが、これは県のほうから示されている「標準保険料率」と書いてありますが、伊勢原市でいうと税率というものになっておりまして、実は黄色でラインマーカーしているところが、県が算定した伊勢原市の標準税率がこのパーセントですよと示したのようになります。

そういう意味で見ますと、今回、令和6年度で試算しました税率や均等割額に比べて、県が試算したもののほうがまだ高いというか、何とか今、伊勢原市においては基金等を活用しながら抑えているというところで、県が示している税率よりも下回るような形での上昇で考えております。

3ページのところで書いております令和6年度の税率と比較していただければ分かりやすいかと思いますが、3ページに示しております令和6年度の例えば医療分につきましては、今回、最終案としましては、医療分は6.2%、一方、県のほうが示しているものは6.71%ということで、この差につきましては、本来はこの6.71%に引き上げれば、その基金等の確保も含めて実現できるものにはなっていますが、今回、急激な上昇を抑えるために、基金の保有や取崩し等を考慮して、それよりも低い水準で引き上げることになっています。

最終的には、こちらの県が示す市町村の標準税率に合わせていく検討は必要になってきますが、現在のところはまだ、県の示す標準税率に合わせてというよりは、財政状況、もしくは急激な上昇を抑えるというところで税率設定を今回検討してきているということになっております。

あくまでこちらは参考になりますのが、実際、県の示す標準だともう少し上げないといけないといったようなものにはなっています。それよりも抑えているということ



ですね。

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、ここまでの説明を受けまして、今後の方向性に関する御意見を頂戴したいと思えます。諮問事項に関して、税率は上げざるを得ないということと、それから、低所得層に対する軽減措置を強化していくということで、54対46という数字が出ておりますので、それに基づいた試算ということになりますが、これらに関しまして、具体的な数字が出たところで御意見と御質問をお願いできればと思えますが、いかがでしょうか。

【委 員】 この参考資料の、これは県が示している市町村ごとによって率が違うのですが、これはどういう計算をしているかというのとは分かりますか。どういう試算で各市町村のパーセントを出しているのか。

【事務局】 これについては、その市町村ごとに、医療水準や所得の水準に違いがありまして、あとは被保険者数、そういったものが各市町村、当然差がありますので、一旦、県の標準税率なりといったものを計算した上で、各市町村の所得水準や医療費水準に合わせて調整していると、大ざっぱに言えばそういった計算になります。例えば、表の一番上に県の標準税率というものがあるのですが、これは最終的に目指すところの統一標準保険税率で、ここに対して市町村ごとに、どうしても水準の違いによって差が出てきますので、所得、医療水準、あとは人数等に応じてその税率が異なっているというのが現状で、最終的には、こちらの市町村標準ではなくて、都道府県の標準に合わせていくということになります。

【委 員】 大きく変わらないように調整をしながら、最終的には県内同じということですね。ということは、この6.71パーセントと、県の平均より低いということは、伊勢原の被保険者の収入とか人数、その辺のものが少ないというような感じですか。

【事務局】 現実にはどこまでというのは。あとは一般会計からの繰入金といったものも今、行っておりますので、最終的にはそういったものを行わないでということにはなりますので、繰り入れている状況の中で、県が試算している都道府県の標準税率よりは結果としては低くなる。一般会計からの繰入金があるということも影響しているとは思えます。

【委 員】 ありがとうございます。

【委 員】 県のこの都道府県の保険料率というのは、令和18年まで上がるということはないんですか。

【事務局】 毎年度変わります。書かれているのは令和6年度。

【委 員】 6年度分に対してですよ。

【事務局】 はい。7年度は7年度でまた変わります。

【委 員】 また変わるわけですね。すると、令和17年、18年ぐらいのときには、もっと高い料率の可能性はあるわけですね。

【事務局】 そうですね。そこは何とも言えません。

【委 員】 言えないでしょうけど、下がるということはないでしょう、ないですよ。

【事務局】 何とも言えないです。伊勢原市の試算としても、被保険者数がやはり減少してくるだろうというところで、その医療費分の減少よりも被保険者数の減少のほうがやはりずっと多いのではないかという中で、やはり不足が生じるという見立てをしています。やはり上がっていく傾向ではないのかなというふうには思います。

【委 員】 そうですね。

【事務局】 この納付金も、医療分と後期の支援分と介護の支援分を合わせてたものになります。例えば、後期高齢者医療制度は県一律なんですけれども、年齢が高いので、医療費がすごく高いんですね、前にも御説明したように、1人当たり医療費

は、年齢が上がると高くなる。

ただ、後期の場合は、各医療保険から支援していますので、被保険者が負担する分というのは、そんなにないんですけれども、そういう構造に最終的に国保がなるのかというところもあるんですが、この後期高齢者支援金分というのは、国保でいうと、後期の方のために持ち出しの部分になります。そうすると、後期の方はどちらかというと上がっているんですね。それだけ見ると1人当たりは上がるのですが、ただ、伊勢原市に入っている人は何人なので何人分下さいといったときに人数が減るので、掛けるとちょっと減っちゃったりするんですね。そういうちょっと掛け算的なところもあるので、一概に、もう18年のときに納付金はやっぱり上がるのかなという、納付金自体はやっぱり被保険者が減っているところが大きいので、少し減っていくようなイメージは持っています。それに合わせて逆算をして、こういう標準税率みたいなのが出てきますので、今の時点だとなかなかはっきりは言えないんですけれども、上がる要素もあるし、下がる要素もあるし。

それと、今後の新しいニュースでいくと、今、子育て世帯に保障なりを強化しましょうということ、子供の特別会計みたいなものができる予定になっているんですね。今あるのは医療分、後期分、介護分と、それを子供分みたいなものが2年後ぐらいにできるようなニュースがあります。そうするとまたバランスが変わってくる可能性はあるんですけれども、社会保障制度が結構大きく変わっていますので、現時点での、現行のまま行ったときの推計で出させてもらっていますけれども、一応そんな状況でございます。

【会 長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【委 員】 資料1（別紙4）、AからEに分けたりしていますね。これ、一番下が43万円未満になっていますよね。右側が391万円という形になっていますけど、この上というのはもうないんですか、391万円の上というのは。

【事務局】 上ですか。それはあります。

【委 員】 ありますよね。これだけ見ると、何か大した差がないように見えるんですけども、この391万円、しかもこの増減分の7.85とか、結構高い8.22とかのところを見ても、そんなに差がないんじゃないかなというふうに感じちゃうような数字に見えるんですけども、これがもっと上の人もいるわけですよ。

【事務局】 所得によっては、となります。

【委 員】 そういうことですね。

【事務局】 当然、所得に対してということでございますので、当然、上の500万円とか600万円とかという所得の方もいらっしゃいます。

【委 員】 これは、ごめんなさい、ちょっとどうやって計算したものですか。例がいろいろ、子供の数とかがあるから単純には言えないと思うんですけども、何か計算式というか、どうやって計算するんですか、これ。

例えば1,000万だと、どの程度なんですか。1,000万、切りのいいところという。

【事務局】 まず、国保の計算は所得に応じたもので、何%、何%と出しているのは、この所得にそのパーセントを掛けたものが所得割という保険税になるんですね。極端な話、例えば2,000万あったとすると、それ掛ける所得割を掛けたとかなりの金額になるのですが、国民健康保険って限度額がありますので、一定の金額のところではもう止まります。

【委 員】 その限度額というのは幾らなんですか。そこを書いておいてくれると、何か負担が分かるからちょっと分かりやすかったんですけど。

【事務局】 そうですね。例えば、また3ページに戻っていただくんですけども、3ページの上段に賦課限度額という試算を、表の中の右端に賦課限度額というのがあ

りまして、これは国保税を計算した際に最高の金額がここまでですよというのがあります。

令和5年度において、これは令和6年度以降も今のところは変わらないんですけども、医療分についての限度額は65万円になります。大体、今6.2%とか引き上げた場合に、1,000万円だと62万円とかになると思うんですけども、それを1千何万円と超えていくと、もう65万円は頭打ちで、幾ら所得が高くても65万円までということになります。それは医療分、支援分、介護分それぞれで限度額がありますので、それぞれの限度額を足した時点で、もうそれ以上は、国民健康保険税は増えないといった考え方になります。

【委員】 その辺を書いておいてくれると、分かりやすいですけど。下側が43万円以下みたいな形で書いてあるわけだから、上側も書いてくれると分かりやすい。

【事務局】 この43万円、72万円というのが、7割軽減、5割軽減になる所得の水準なんですね。もう一定の金額を超えると軽減が利かなくなりますので、それ以降は本当に所得掛ける率を掛けるだけになってきますので、特にこの7割、5割、2割のところは、どこが境目なのか、所得がどれぐらいのところは割引が利くのかという部分をメインに作ってしまして、ですから、軽減がない275万以上の人なんかは、単純に先ほどの率を掛けた金額と人数分の均等割額や平等割額を足せば計算ができるということになります。一定のところ、上限で止まります。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。

【副会長】 これを読みますと、1,000万を超している所得の方って15件あるんですね、参考資料を見ますと。

【事務局】 15件は、滞納の件数です。

【委員】 滞納ですか、これは。

【事務局】 はい。前回お配りしたのが、全体の所得の階層が書かれています。

前回の資料、もしお手元があれば。前回の別紙2はございますか。

【委員】 これ、滞納の人。逆に1,000万で滞納した人はこれだけいるということ。逆に言えば、それも驚きですけど。

【事務局】 滞納といっても、その年度内で1回でもというか、1か月以上過ぎてしまったような滞納があるというもので作成していますので、後から当然遅れてお支払いするというのもちょっと含んでしまった数字にはなっています。

前回の資料の別紙2 ございますか。そちらで見ますと、こちらは所得階層ごと、世帯構成別の表になっています。

前回お配りした別紙2のほうの一番下、合計欄のその上、これが1,000万を超える方の件数です。

【委員】 144件。

【事務局】 はい、144件いらっしゃるということですね。

【委員】 分かりました。それだけちょっと確認できればと思ったので。

【会長】 滞納って、どのぐらいのものなのかなというのが気になったんですけど、物すごく長い間滞納している人もいれば、ほんのちょっと、やっぱり払うのに困っちゃって、一、二か月、何か月という方もいらっしゃると思うんですけど、その手応えでいいんですけども、相当やっぱり長期間滞納しっ放しという人もたくさんいらっしゃるんですか。

【事務局】 もちろん本当に一円も払っていない人というのもあります。この資料は納期限というのがございまして、納期限が11月までの、現年度分だけで、遅れが1か月でもある人を出しています。例えば、先ほど1,000万の人でも滞納するのかとありましたが、1,000万の人でも、もしかしたら1,000円だけ滞納している人もいるでしょうし、全部のところには言えるんですけど、どこの所得の人が幾ら滞納というところまでは表示できないので、単純に遅れがあるかの資料になってきている

んですけれども、これは。

ただ、やはり遅れのある方というのは、続いて遅れがちにはなりません。前の分からやっぱり納めていくので。一応まず、現年度分もしっかり納めてくださいと、あと、滞納分は分割してでもちょっとずつ納めていってくださいというような、そういう指導になっていると思うんですけれども。何年間滞納しているとか、そういうところは資料がないのですが、長く滞納している人もいますし、本当の一部分だけ、ちょっと残っちゃっている人とか、そういう人もいらっしゃいます。

【事務局】 長期で滞納されている方、高額で滞納されている方、そういう払える資力があるにもかかわらず払えていない方とか、いろいろありますので、そこは滞納者の状況に応じて分納、極端なところでは差押えといったようなところでの徴収をしているというのはケースとしてあります。一体それがどういった分布であるのかというところまでは分析はできてはいないんですけれども。

【会長】 ただ、上げるに当たってやっぱり配慮しなければならないというのは、払えなくなる人というのがやっぱり低所得のほうに多いという手応えがあると、そういうところもあるわけですね。

【事務局】 そうですね。どうしても、世帯の分布的に、もう7割近くが43万円以下のところに集中していますので、当然その影響もある、一番多い層、当然その層の方がやはり滞納している方も多いと、そういった同じ傾向がありますので、その低所得の方に配慮していくというのは必要であると考えます。

【会長】 先ほど御質問がありましたように、やっぱり今、いろいろなものが上がっている中で、働く層というのは結構負担があれもこれも増えるので、それを考えたら、また上がるのかというようなところはあるのかなと思います。その上でも、やはり所得の少ない方のところというのは払えない状況というのが結構増えていくというようなことがあったらいけないと思いますので、その辺がやはり一つ重要な内容でもあるのかなと思うんですけれども。

【委員】 当然想定はされているんでしょう。

【事務局】 そうですね。今回、そのケース⑥、別紙4のところになるんですけれども、やはり一番所得の低い方で一番世帯構成としても割合が多いところについては、1年間で300円増額、例えば40歳以上の方については逆に値上がりしないんですね、ゼロ円ということで抑えているというところで、配慮ができた上げ幅になっているのかなとは、今回の設定では考えているところでもあります。

どうしても43万円を超えてしまうとやはりそこで軽減が利かなくなってしまうので、所得が上がっても、あまり多くない所得であっても、どうしても所得割というのがかかってくると上がってきてしまうというのがあるんですけれども、一番構成として多い1人世帯、43万円以下という部分に関しては、1年間で300円もしくはゼロ円というところで、今回の税率の引上げがあったとしても抑えることができているかなとは思いますが、そういったところでは低所得者への配慮という部分については、今回の税率設定ではできていると捉えております。

【副会長】 今、43万円以下とかが注目されているんですけれども、この表で両親40歳以上、子2人、Eのケース、Eのケースでの一番所得が高い部分、391万円ですね。両親に子供2人いて、就学で391万円といたら相当厳しい生活だと思うんですけど、逆に、この方々が5万800円上がるわけですね。今、ふっと見たときに、この43万円以下の方は、5,600円になりますかね、全部で、1年間でいうと値上げの部分。

要するにこの方々が10件滞納された金額と、391万円の世帯の方が1件滞納する金額が収入としては同じ金額になりますね。

【事務局】 税収としては同じになります。

【副会長】 税収として、そうですね。

ですから、その43万円以下だけでなく、こういった両親と子供2人で就学の方の年の世帯所得391万円というのは決して裕福ではないし、ある意味で一番生活が厳しい方かなという感じがするんですよね。その辺もやはりこの保険料を上げたときの対応が、また滞納者になってくるのではないかなと、その辺のおそれというのを感じられていますでしょうか。

【事務局】 確かに、その税率を上げることによって、本来払えていたのにも、払い控えや、滞納者が増えてしまうということは、確かに懸念事項としてはありますが、やはりそこは理解していただくという部分と口座振替を推進するような確実に納めてもらう部分と。どうしても負担が増えてしまうことには変わりはないので、負担をどうしても上げざるを得ないという部分を理解していただくというところがまず、あるのかなと思います。

【委員】 ただ、それは理解を十分取っていかないと、実はこれ、下水道料金も上がるということで、そちらの担当も大分びりびりやっている状況ですけど、下水道が上がって、国保が上がっていくとなったら相当きついかなど。いや、だから改正しないということではないんですよ。その辺の配慮というか、その辺のことを十分に頭の中に置いていかないと、大変厳しくなるのかなという感じがしているので、意見です。これはどうしようかという話じゃないので。

【事務局】 子育て世帯の方の軽減については、ここには出てきていないんですけど、今回、未就学の方とか、産前産後の保険料とかそういったところ、本市だけの話じゃなくて全体の話として、そこは軽減をもうちょっと強化してくださいという要望は国に上げています。その辺は引き続き要望していきたいと思います。

【委員】 就学児に対しての医療費の助成は、伊勢原は中学までですよ。

【事務局】 そうです。

【会長】 どうぞ。

【委員】 この保険料率を上げるに当たっては、やっぱり市民からは不満は多分出るんだと思うんですね。それに応えるべく、短期保険証の実施とか、今、先ほど差押えという話が出ていたのですが、私は、税金は差押えって多分、税務署とかでやっているんだと思うんですけど、それは市で滞納している人に対して差押えを、実際に結構やっているんですか。

【事務局】 差押えは、ケースによってはやっていますけれども。そこは市税一体になって、その税の決まりの中でやっている。

【委員】 上げるに当たっては、やっぱりその辺の強化をしているみたいなアピールをする必要が出てくるのかなというような感じはします。やっていらっしゃるところで、今後はこういうふうな内容でさらにとかいうような回答をするということも必要なことなのかなと思います。

【事務局】 差押えまで行く方というのは本当に悪質な方になるのですが、やはり滞納にならないようにするところを今すごく強化をしています。要は今、言いましたけど、口座振替というのがやっぱり納期限内に納めていただく一番いい方法なので、それを推進していくということで、いろいろな新しい取組を進めているところです。どちらかという滞納にならないようにする方策のほうを今、強化しているという状況になっています。

【委員】 これは追徴金みたいなものはないんですね。追徴金というか、滞納したときに。

【事務局】 滞納すると延滞金がつきます。結構な率でつきますので、本当、お金を借りて返したほうが安いぐらいの率です。

【委員】 その辺はやはり、公平性を得るためには何らかのアピールが必要と考えます。つまり、払っていない人には、黙って待っているのではなくて、やはりちょっとしつこいぐらいに何かを送り続けて、チェックが入っていますよということを、

公平性を得るためにという形の何か。そうすると、みんなもやはり市を支えるためにやるしかないなという形になるでしょうし。

【事務局】 今回、催告書、段階でいくとまず、督促があつて、それで納めない人には催告となるんですね。催告をすごく派手な通知で目立つようにして送ったところ、結構な反応があつたようで、収納率がちょっと上がったんですね。やはりそういったところも、おっしゃるように強化というか、いろいろな取組みをしています。

【委員】 ちょっと臨機応変に。例えば、先ほどの収入があまりないだろうなという人にはあまり、ちょっと悪質な人にはやっぱりそういうような感じで相当やらないと。

【会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

働く世代には結構負担が増えるのかなと思いますけど、その分、子供を子育て中の世帯にはいろいろと還元する制度も構築中ということで、その辺りはカバーできるような制度がこれからできていくことを一つは期待できるのかなと思っております。

あと、非常に複雑な制度なんですけど、基金の取崩しとか、繰越金の活用額とか、この辺りもこれから先は少なくしていかないといけないという課題があるということですよ。

【事務局】 そうです。

【会長】 その意味では、これまで伊勢原は、基金、それから繰入金を使って低く抑えてきたけれども、そこを標準に合わせていくというところの課題も今回、それが全てではないけれども、これから先、含まれていくということで、そういうことも前提になった上でのこれから先の方針であるということかなと思うんですけども、こんな感じなんですけれども、いかがでしょうか。

ちょっとあまり、なかなかうれしくない話かなと思うんですけども、こちらのほうはいかがですか。

【委員】 この国民健康保険の構成している人たちが、とにかく所得の低い人が多いじゃないですか。それで収入を保険税と交付金だけで賄うというのはなかなかきついですね。何%か上げるにしても、所得の低い人からもらえるのは少しでしょうし、なかなか難しいことであるんだなと思います。

【事務局】 そうですね。やっぱり構造的なところが、そういう本当の低所得者が多い、高齢者が多いという、もう構造的にしようがないところはあるんですけど、またそれは国のほうで、もう少し出してくださいと。

【委員】 ちょっと違う形でもらえたらということですね。

【事務局】 そうですね。交付金を下さいと、それはもうずっと言い続けていますので、これからも。

【委員】 強く言ってほしい。

【事務局】 はい、言い続けます。ここでやはり、本市だけじゃなくて、近隣の市もほとんどが引上げなんですけれども、その話を聞いていまして、神奈川県内の協議会のほうでも、やっぱりここは要望したほうがいだろうということで、ここで要望することになりましたので、そういう動きはしております。

【会長】 それでは、ここで方針に関しまして、決を一旦取らせていただきたい。今まで事務局から提案されておりました1点目としましては、不足の財源を賄うために引き上げる保険税は、急激な引上げとならないように段階的に引き上げていくという、その試算をいただいたわけですが、そのようにするというのでいいかどうかということと、それから2点目として、低所得者に配慮して応能・応益割合を54対46という試算を出していただいたわけなんですけれども、これで設定するというのでよろしいかどうかということで、決を採りたいと思うのですが、皆さん、いかがでしょうか。

賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】 ありがとうございます。それでは、全員賛成ということで、この方向で進めたいと思います。

それでは、次に答申書をこれから作成していくということになりますので、その答申書案というものをこれから御提示するという事なんですけれども、税率改定に関する御意見とか配慮すべき事項、こういったことを附帯意見として付け加えることができますので、まずは事務局から提案をしていただく文案を確認していただきまして、内容について御議論いただければというように思っております。

前回の協議会でも御説明のあったとおり、答申書には考え方とか方向性を記載させていただくという形になっておりますので、具体的な税率表示というところは記入しない形になっておりますので、今お配りいただいた答申案にお目通しいただきまして、ちょっと細かいところを、内容はどうかということをもんでいただければと思います。よろしく願いいたします。

何か御説明はありますか。

【事務局】 一旦お目通しいただいて、主に内容としましては、3ページ目については、基本的な考え方ということで背景等を書かせていただいております。最後の4ページ目、こちらのほうをまず、確認いただきたいと思います。

2となっております、税率等に関わるような提案につきましては、今、会長からもおまとめいただいた、低所得者に配慮した応能・応益割合や、引上げ幅についての内容について記述しております。

3点目として、附帯意見ということで、今まで3回の審議会の中で意見がありましたようなところをまとめておりますので、ここの附帯意見に対して、具体的に足したほうがいい部分があれば御意見をいただければと思いますので、附帯意見のほうを主に御意見をいただければと思います。

【会 長】 そろそろ大丈夫でしょうか。

何か表現とか文言とかの問題になろうかと思っておりますけれども、この中で議論されたこと等を踏まえまして、もう少し書いたほうがいいのか、少し変えたほうがいいのか、そういうことがございましたらお願いしたいんですけれども。

お願いします。

【委 員】 附帯意見としては、ここの委員会で出た意見で、行政のほうに対する要望とかお願いみたいな状況での内容がほとんどになっているんですけど、これ、市民に対して、伊勢原なんかは医療機関、東海大、協同病院とか大きな病院があり、安心して生活できる。そういうような状況下にあって、ある程度保険料は、大きな病院があるとその中で医療費とかも上がっていく可能性もあったりするんですけど、その比率的にはそんなに、あまりほかの市町村に比べても問題はないのかと思うんですけど、今、神奈川県の中でも未病に対する問題ですね、健康、その治療というか病気が悪化しないような政策、見直してみたいなものを市民に求めていくみたいな内容のものを入れてもいいかなとは考えました。

【会 長】 ありがとうございます。

【事務局】 そうですね。医療費の適正化につながる話だとは思っておりますので、この黒ポチの3つ目のところの、医療費の話をしておりますので、ちょっとそこに健診的な予防医療という部分を加えるような形で。

【委 員】 特定健診も結構、受診率は高く、推移しているという話は伺っておりますので。

【事務局】 そうですね、はい。ここに加えるような形で考えたいと思います。

【会 長】 ほか、いかがでしょうか。

【委 員】 よろしいかと思えますね。

【会 長】 それでは、この事務局提案のものに、先ほど御発言いただきました予防、未病、健診の部分、こちらを黒ポチの3つ目に書き加えていただきましたものを答申書として作成いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】 ありがとうございます。

そして、その答申書なんですけれども、この後、微調整をしていただきましたものを私のほうで最終的に確認をさせていただいて、そして答申という形に持っていきたいと思うのですが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】 ありがとうございます。

では、諮問に対する答申ということで今後の準備をいたしまして、議論を踏まえた提案をさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 すみません、会長。少し補足させてください。

答申書、最終的なものについては、ただいまいただきました意見を反映させていただきました。先ほど会長からもございましたように、会長一任でまとめさせていただきます。それを経まして、また市長への答申の運びになりますが、その答申書につきましては、また後日、各委員様に送付させていただきます。

【会 長】 そうですね、分かりました。

【事務局】 その流れとしましては、その答申を尊重しつつ、今回御提示していただいた改定案に盛り込みまして、最終的には理事者から最終案を議会に提案をします。議会を経て確定という流れになりますので、お願ひいたします。

では、次の次第に。

【会 長】 分かりました。

続きましては、次第3の(2)の伊勢原市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)ということなんですけれども、こちら、事務局より説明お願ひします。

【事務局】 次第にありますように、今回、データヘルス計画につきまして、1月4日から、ちょうど今日、本日提出期限ということでパブリックコメントの募集をしている状況でございます。

その内容について、どういった意見があるかといったことをこの場で報告する予定ではあったんですけれども、現在のところ、パブリックコメント、意見がない状況でございます。現時点でないということで、報告するものが今のところないという状況になっております。ということで、一旦、前回、素案ということでお示ししました内容を基本として策定する方針ということになりますので、そういった内容での報告にとどめさせていただきます。

こちらの次第については、以上になります。

【会 長】 分かりました。

それでは、その他、報告に関しましては、本日はないということでありますので、ここで議事進行をお返しするということで、お願ひいたしたいと思ひます。ありがとうございました。

【事務局】 会長、ありがとうございました。

では、こちらで今回終了ということで、次回の審議日程なんですけれども、次回は3月、年度末に予定をしております。また改めて日程調整については、後日させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

先ほどありました伊勢原市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画、これにつきましては、今後、3月議会での報告を経まして公表となる運びになりますので、次回の運営協議会で完成したものをお持ちしてお配りしたいと考えております。以上になります。



なお、本日の会議録につきましては、作成の後、あらかじめ会長の承認を得た上で、委員の皆様へ郵送をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。  
では、これをもちまして、第4回国民健康保険運営協議会を終了いたします。

— 了 —